

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成30年1月30日（火）13:45～14:19
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

- 座長代理 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長  
委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表  
委員 岸 博幸 慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授

#### <事務局>

- 河村 正人 内閣府地方創生推進事務局長  
岡本 直之 内閣府地方創生推進事務局次長  
村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局審議官  
小谷 敦 内閣府地方創生推進事務局参事官  
安藤 毅 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐  
伊東 信孝 内閣府地方創生推進事務局主査  
安居 俊裕 内閣府地方創生推進事務局係員  
久保 賢太郎 内閣府政策参与

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 サンドボックスについて（電波法）
- 3 閉会

---

○小谷参事官 それでは、ワーキンググループのヒアリングを開催したいと思います。

今日は事務局からの説明ということですが、サンドボックスの制度設計、法の調整状況について説明をさせていただきたいと思います。

では、原先生、よろしくお願いします。

○原委員 説明をお願いします。

○村上審議官 この冒頭の「電波法の調整状況について」という1枚紙で簡単に御説明をいたします。

総務省が今日来られない理由は、実はこれから御説明する内容が、昨日の夕方に事務的に調整をした内容でございまして、この時間に来られなかったのは、局長と幹部のクリア

が午前中だけだと取り切れないので、今日はこの内容で事務局から事務的に報告をしてほしいと。その上で、事務局から先生方のコメントをいただいてももらえないでしょうかというお話でございました。

規制緩和事項としましては、区域計画に定めた革新的無線技術実証事業については、実験局免許を受けたものとみなすということでございます。

それから、これだけだと電波の免許でございますので、当該実証事業の用に供する無線設備については、条約が定める技術的な省令というものがございまして、これは電波の振幅の揺れとか幅など、全部条約で決まっている事項ですけれども、それを定める省令を除いて、その後で設備規制は一切適用しませんという案です。

それから、実証事業に必要な簡単な操作については、無線従事者以外の総務省令で定める者でも行えるように、ここも緩和をいたします。緩和事項は大きくこの三つでございます。

逆に、総務省側に残す規制でございますけれども、これは後で論点でも御説明いたしますが、特区法全体での総務大臣への同意協議に加え、混信回避のため原則全ての電波利用者に求めている「混信等調整会議」、ただ、これは今、確認しているのですけれども、法令に位置付けがない会議だけれども、実態的にはほぼ全てやっているというものがあまして、これを法定してくれないかという話がございまして、これは論点かなと思っています。

二つ目に、無線局データベースへの所定の情報の提供と実施主体の連絡先の公表義務、これは万一混線事故等を起こしたときに周囲の人がすぐわかるようにということで、これも全て基本的には国防などを除いて、全部行われているものでございます。

それから、先ほど言いました無線設備の条約適合性を担保するための総務省への技術的な要件の適合。いわゆる事後の監督権限につきましては、そのまま残したいということでございます。

事務的に、今、論点として議論していますのは、区域計画に総務省令で記載を求める事項の範囲ということで、できるだけ最小化するというのでやっているの、他の法律と見てもそんなにばらつきがないイメージで、3～4事項を残すだけということではあるのですが、これを確認しないとイケないということ。

二つ目に、混線等調整会議への同意協議の取扱いなのですが、混線等調整会議というのは総務大臣も入っていますし、その地域での自治体でございますとか、関係事業者が入って開いて調整をしているというものなのですけれども、法律上の位置付けがない会議なので、私たちからは、総務大臣がメンバーに入っているのであれば、調整会議に反対があれば総務大臣が同意しなければいいのだから、別に制度的には要らないのではないかとということで、その混線等調整会議への同意事項を落としてほしいと言っております。

無線従事者以外の総務省令で定める者が簡易な操作を行えることとするとやっているところの範囲が、総務省自身がまだ決め切れていないので、そこをちゃんと教えてくださいということ。

以上の御説明に入っていないのですけれども、我々が御提案していた区域会議への中止の申立て制度の取扱いという論点がもう一個ございます。これが現場で起きたときに、激しい混信や実際の身体への影響であるとか、防衛上の理由から、急遽、すみませんがその電波止めてくださいみたいな類い話があるので、区域会議のほうでは技術的に受け切れないのではないのでしょうかということ、実務をやっている立場からすると、それを区域会議で受けるというのはあまりイメージができないのですけれどもという話があります。ここはまた併せて制度的にも少し議論が必要かということ、先生方のコメントをいただければということです。

特に混線等調整会議への同意協議を法定するかどうかと、申立て制度は、うちの当初の主張とまだ距離がある部分、その他は、技術的に程度の問題として処理していけばいい部分ではないかと。

なお、当然でございますが、無線給電だけでなく無線を取り扱う実験局免許全てに適用できる話でございますので、サンドボックスその他でも実験局免許の取得の要望はたくさん出ておりますけれども、基本的には事務局で見るとはそれらの要望をかなりの程度カバーできる幅の広い内容になっているのではないかと理解でございます。

とりあえず、電波法の調整状況については、以上でございます。

○原委員 ありがとうございます。

この話は仰ったように、ドローンとかロボットの利用とか、ワイヤレス給電の話もありましたが、いろいろな分野で電波の利用のところが障害になって、実証実験が円滑にできない。

特に、国家戦略特区では今、即日免許の仕組みが一応あるのだけれども、即日免許と言いながら事前調整のところにかかり過ぎてしまって、それがネックになっていますという話は、いろいろところで御要望として挙がってきていて、今回のサンドボックス制度については非常に期待が高いものですから、これは何としても今回の法改正の中で、サンドボックスの特例制度として入れたいということだと思っています。

今、お話をいただいた中で、細部は久保さんからまたあったら補足いただけたらと思いますけれども、私が最も気になりますのは、サンドボックスの制度というのは、基本的な考え方として事後チェックを強める。事後チェックを強めることで、代わりに事前規制は最小化するというのが制度の根幹で、まさに電波の話というのは、事前規制のところから従来は調整にかかり過ぎていたところを何とか解決できないかということなので、このサンドボックス制度に最も馴染む案件だと思っているのです。

今、お話しいただいている中で、根幹がまだ総務省と全く乖離しているような気がしまして、そこが大変気になっているのです。事後チェックの体制がどうなるのかもよくわからないし、事前規制については、これまで総務省がされていた混信等調整会議を法定化して、さらに権限を明確化するのだから、強化するのだからわからないのですけれども、というのは、むしろ逆行してしまうのではないかと。これまで時間がかかり過ぎていたというのは、

まさにこの混信等調整会議で議論していたから事前に時間がかかっていたのだと思うので、これを外す方策を考えないと私たちは意味がないのだと思うのです。

それがとりあえず私のコメントです。

○久保参与 混信等調整会議を、今までは実務的に行われていたものを、今回の特区法の段階でどうしてあえて法定化しなければならないのかというのが、どういった理由によるものなのかがよくわからないところが、正直。

○村上審議官 事務的にありますか。

○事務局 現状の電波法につきましては、第7条で総務大臣が審査をするための基準が書かれていまして、その第3章に定める技術基準に適合することですとか、割り当てが可能ですとか、総務省に定める無線局の開設の根本的基準に合致することといった、申請の基準に合致したものでないともそもそも免許を出さないということになってはいますが、この7条の基準自体が取っ払われる。そういった場合、総務省としては、事前の審査として何かしら法定といいますか、制度上定めておかないと、なかなか法制局を通すことが難しかろうという思いがあります。

○久保参与 電波法第7条のこの審査をするというのを外すことに。

○事務局 これは外れますので、何も見ないのかというところが法制局で指摘されたときに、こういう電波で他の事業者等に支障がないのです、ここはちゃんと見ますのでということ、法制局を通すためにも必要だろうという思いだと思います。

○原委員 区域計画の認定では何でいけないのですか。

○久保参与 私もそう思います。

○事務局 なので、今、同意と書いていますけれども、同意までは要らないのではないのことは少なくとも議論しては、それは確かにそうだなという御意見はありました。他の特区法の用例で、協議するという条文はあるので、そういうものは参考になるかもしれないと。

○原委員 全く参考にならないと思うのですけれども、区域計画の認定で足りるのではないですか。この調整会議が出てくる必然性を全く感じないのですけれども。

○事務局 それは昨日もお話しして、お伝えしています。

○阿曾沼委員 区域会議の位置付けというのは、ずっと議論になっていますね。区域会議でできているのだから、何もこの調整会議は本当に要らないですね。これがだんだん規制になっていく可能性も非常に強いので。

○原委員 これが法定化されるとか、およそあり得ないというか、私たちが事前規制として取っ払いたかった最も根幹になる部分をあえて強めているような。

○阿曾沼委員 事後の評価として、この手の会議で定期的に関心チェックをするというのだったら、何となく仕組みの中では納得がいくかなと思いますが、事前にこの調整会議の中で議論するというので、ハードルが高いと思います。

○原委員 実務的な議論のところでは教えてほしいのは、この混信等調整会議というものが

あって、あとは国家戦略特区の従来の特例措置では別に調整会議がありましたね。

○村上審議官 スキーム図には書いてありました。

○事務局 今の実験無線局の話。

○原委員 実験無線局。

○事務局 通知で書いているものですね。

○原委員 それは別の調整会議ですか。

○事務局 その通知で書いている類いのものと想定されているようです。同質のものですね。

○原委員 そちらをぜひやってもらったらいいと思うのです。要するに、内閣府が主導して、国家戦略特区の枠組みでやっている調整会議。そこで一堂に会して円滑にプロセスを進めるのは、それは是非やったらいいと思うのですけれども。

○事務局 実験局のほうでやっているものと同じものを想定していると聞いていますが。

○原委員 何でこんな別の混信等調整会議が出てくるのか。

○事務局 このスキームから、この特区法ができれば外れるので、このスキームはもう使われないということなので。

○村上審議官 今の実験局免許特例のときに、その調整会議は法定事項になっている。

○事務局 あれは通知で書かれているものだと思うのですけれども。

○村上審議官 同じように通知でやったらいいのではないかと言うことはできないのですか。

○事務局 それはもちろんできます。

○原委員 ただ、そのときに必ず確認しないといけないのは、従来総務省がやっている混信等調整会議ではなくて、特区の枠組みの中での内閣府が主導する調整会議でやってほしい。

○事務局 確かに性格は変わるとは思います。

○村上審議官 だから、それで本当に困れば、総務大臣への同意協議があるのだから、そこで止めればいいのではないかというところで、何か論理的にすき間はありますかと聞いてみるのは。

○阿曾沼委員 調整会議メンバーの選定のプロセスでは、業界団体だとか総務省がメンバーを選定するのではなくて、区域会議や内閣府などが選定権限を持ってやるという担保がとれれば、また少しは違うかもしれませんが。

○事務局 むしろ業界団体というよりも、通信局の事務方ですとか、実際に実験をやる際の近くに病院などがあれば、その病院の電波に詳しい方ですとか、あるいは防衛関係基地などがあれば、基地関係のそういった電波に詳しい方、その実験をやることで、そういった主要な事業に影響が及ぼされないかというのを、装置を使ってチェックをするというものだと聞いています。

○阿曾沼委員 区域会議の中でフィージビリティースタディーをやれば、別にみんながが

ん首をそろえて集まって会議をしなくたってわかることばかりのような気がしますね。

○岸委員 区域会議の最小限の関係者を入れれば混信等調整会議の代わりになる訳だから、屋上屋を架する必要は全くないよね。

○原委員 総務省と御苦勞してやっただいてはわかるのですけれども。

○事務局 主張は伝えております。

○原委員 事前規制を最小化するというところが私たちの根源的な目的なので。

○事務局 そこについてお伝えした際に、総務省が言っていましたが、これはワーキングで別途総務省が説明すると言っていますけれども、第17条の審査基準があるので、それが全く取っ払われて、かつこれもなくなると、ある意味何のチェックもできないのではないかというのを心配している感じで聞いています。

○岸委員 先方は一応、区域会議の存在や役割は知っている訳ですね。

○事務局 区域会議で同意でできますというのは昨日お伝えして、それで担保すればいいのではないかと。

○岸委員 そこでチェックできない理由とか、明確に言っていましたか。

○事務局 そこについては検討すると言っていました。

○原委員 この調整がてこずるのだったら、この調整を最後、諮問会議がやりたいですね。

○岸委員 それが一番いいんじゃないの。

○村上審議官 それぐらいの勢いでお話をさせてください。

○原委員 あと、総務省は、ワーキングに出てこられたときはそんなに後ろ向きなことは言われていないと私は思っています。だから、事前調整のところにかかると時間がかかるからそこを何とかしたいのだということについても、問題意識を共有して一緒に考えましょうみたいな感じで答えられていると思っているのですけれども、私たちが今度新しく作る仕組みで、従来ならば半年、1年かかっていた事前調整というのは何週間ぐらいになりますか。そこは私たちは明確に言わないといけないと思うのです。

○事務局 昨日の事務的打合せでは、もちろん短縮はできると思うという話をしていましたが、結局どれぐらいの規模感で行うかによって当然変わってくるねと。それは当たり前なのですけれども、電波の発する量が強いとか、周りに病院等があれば当然調整が必要になるとか、それによって大分変わるだろうという話はしていました。詳細に何週間とか、そのあたりの議論は詰めていないです。

○原委員 幅はあるのでしょうけれども、やってみたら大体同じでしたとか、別のところで時間がかかって結局同じでしたとか、もっと悪くなりましたとか、そんなことになってしまったら何の意味もないので、そこはきちんと何かの形で明確にしないとイケない。

○事務局 そこはきちんと詰めておきたいと思います。

○原委員 もう一つ私のコメントは、サンドボックスの枠組みは、基本的には事後チェックのところでは監視・評価委員会を設けて、そこで監視をしますにしていますけれども、この電波に関しては、どういう形で書かれますか。

○事務局 電波については、監視・評価委員会、元々の原案で入れていないのですけれども、他の3法でも同じような表現で今、統一して入れていますが、それは電波法にも入れますということでお伝えをしております。これについては特に異論はない感じでした。

○村上審議官 ちょうど話題になりましたので、監視・評価委員会の構成・役割について少しコンセンサスというか、ちゃんと議論する機会があまりなかったので、簡単に御説明させていただきます。

当該技術や安全分野の専門家・有識者により構成するのはいいのですが、一つの論点は、規制省庁側の委員会等の委員、もしくは場合によっては規制省庁側関係者、職員そのものも含めて参画させるかどうかというところが悩みであります。当然、区域会議の下に位置付ける。

それから、区域ごとに設けると言いながら、専門家等の関係から、委員の重複はあり得ると観念しておくのかどうか。事後もそうなのですけれども、実際にこの制度の利便性を高めるという観点からすると、策定段階においても積極的にアドバイスをするという機能を設けてもよいのではないかということ。そういったハンズオン支援をするのであれば、評価委員会の委員の先生だけではなくて、その事務をサポートする支援作業事務部隊を委託事業等により設置しておく必要があるかないかといったようなところ。

あとは、先進的で最先端の実証で、監視・評価をしっかりと進めていく。

原則は中身に関わるため、非公開ということ想定している。

こういったようなところが主立ったポイントかと思います。多少、特に人的構成のイメージとか、どれくらい作る場所も支えるとか、先生方のイメージも伺っておければと思います。

○原委員 私は役割のところは大体こんな感じかなと思っていたのですけれども、この支援チームを委託事業で設置というところがどんなイメージになるのかあまりよくわからない。

○村上審議官 例えば具体的に、全く新しい形をしたドローンを飛ばしますとか、全く違う形の自動車だか何だかわからないモビリティの自動走行事業をしますなどというときに、有識者の先生だけでいい悪いと言っても、ここをちょっと調べてくれるとか、これは海外ではどういう規制になっているのかというのを、誰がまとめて受ける人が要るのではないか。逆に言えば、そういうところを1カ所ちゃんとチームとして作っておくと、そこがある意味、攻めの検査機関のような、ある種のR&D拠点のような機能、知的基盤にならないかなというのがありまして、少しそういうものを、とりあえず常設組織にするとよくわからないので、委託費をとってきて、まず実態上のチームとして作って、いろいろな相談の下請作業部隊にしたらかどうかというイメージでございます。

○原委員 阿曾沼先生、岸先生、何かありますか。

○岸委員 そういうチームはあっていいのではないかという気はするし、多分、本当は特区の事務局の人員が豊富ならばそこでやれるということなのだろうけれども。

○村上審議官 本来はそういうことだろうと思います。

○岸委員 人員がとれないからということですね。

○阿曾沼委員 あることに関しては、異論はないと思います。例えば、先ほど条約適合性ってありましたが、条約適合性って何ですか。国際電気通信等の検証ということですか。国際基準の検証があって、その中に条約とか業務規定とありますね。それに適合しているかどうかをチェックするということなのですか。

○事務局 使用する電波のずれの許容値についての国際基準ですとか、WHOによる人体の安全に関する電波の基準ですとか、あるいは、航海で遭難したときの短波を使用する際にはこういうルールでやってくださいとか、国際条約として各国が批准した電波のルールがありまして、それはいかんともしがたいと。

○阿曾沼委員 そういう検証自体が技術の進展を阻害しかねないですね。国際基準をどう評価し判断するかですが、何か意見を言うとか、課題を整理するという意味では必要かなとは思いますが。しかし、国際基準があるとそれに迎合しなければいけないと、何となく皆が納得してしまうということが、日本の技術の発展を阻害しているのではないかとも思います。

○村上審議官 さらに性悪説に立てば、例えばこれは条約上の基準だと言いながら勝手に国内で基準を上乗せしているとか、余計に揺れの幅をたくさんとっているとか、そういうこともありかねない。

○阿曾沼委員 そういうことも専門的なチェックをしながら、技術トレンドを見て評価する専門部隊があって、我々サイドに立って課題を整理してくれるというのは必要だと思います。

○村上審議官 残る3法のほうの調整状況の確認でございます。3法というのは、航空法と道路運送車両法と道交法です。

自分たちの認識では、基本的には区域計画への記載事項を省令、若しくは法定をしたいと言っているところの範囲をどうするのかというのが調整事項として残っておりますが、協議と同意の相手先として、大臣とは別に警察署長と地方運輸局長を併記するかどうか。

それから、事後の各省庁の権限は、現行法の権限を越えるものでないということを担保する限りにおいて、特区法側にどう書くか書かないかというのは、これは法技術的な御指導に従えばいいのかなと。

後者がそうだとすれば、書く範囲ということになりますけれども、1枚めくっていただきますと、最初の道路運送車両法のほうはもう書くイメージが挙がってきていまして、しかも、最初は上半分にあるようなイ、ロ、ハ、ニ、ホを書きたいと言っていたのですが、他との並びや協議をしている中で、基本的にはこの下にありますイ、ロ、ハ、これだけ書きたい、こんな書きぶりのものにしたいと言ってきております。

残り2法は、航空法が、今、省令の中身を確認しているところでございます。道交法は、ここに挙げる一、二、三、四が具体的に法定したい事項ということですので、現状、そん



なに極端なことは言っていないかなという感じがしております。

こんな状況が残る3法でございます。

○原委員 久保さん、何か今、お話ししておいたほうがいいことはありますか。

○久保参与 こちらに関しては。

○原委員 いいですか。

○村上審議官 電波法のところは、今の調整会議の件を申し入れると同時に、総務省自身も今週中にもう一回来るということを前提に議論していますので、御都合を聞いて、木曜か金曜か、できるだけ早いところで、調整させていただいてやればなど。

○原委員 プロジェクト型は、私は茂木大臣かと思ったら、これは世耕大臣のもとでやるのですね。

○村上審議官 結局、提出大臣は世耕大臣にすると。審議は元々経済産業委員会ということだったのですけれども、閣法の提出も経済産業大臣でやるということが正式に。

○阿曾沼委員 区域会議の位置付けなどが明確になってよかったですね。

○村上審議官 ただ、実態はまだまだ区域会議の具体的な議論の設計や区域計画を一回作ってみないと、よくわからないところもあるので。

○阿曾沼委員 専門的な議論で全ての理解が来ている訳ではありませんが、この間、警察庁の方が、警察署長のチェックとか権限だとかタイミングだとかということが議論になっていましたね。その中で、いっぱい課題があるから実験が難しいのだと言っていたのですが、警察庁との協議とは別に、道路交通法では警察署長とか地方運輸局の協議、同意を得ることとするとか書いてありますね。この同意を得るといふことの強制力というのは、区域会議の結論とどのような関係になるのでしょうか。

○村上審議官 何で書き分けるかということ、元々の道路運送車両法や道交法に、大臣の権限とそれと並列して警察署長の権限とか地方運輸局長の権限と、根っこの法律にそれぞれの権限として書いてあるので、技術的な問題として両方に同意するために、両方に書いておく必要があるでしょうというお話でございます。

○事務局 そうしますと、道路交通法の関係は警察庁なので、特区法8条の関係行政機関の長が、内閣総理大臣になります。警察は特殊な組織なので、都道府県公安委員会と国家公安委員会は全然別組織になっておりますので、都道府県公安委員会の下にある警察署長は、組織上、国家公安委員会とは全く上下関係がないことになるので、特区法8条のそもそもの同意先が、道路交通法ではないので、現場の警察署長をあえて書く必要があるということでもあります。

○阿曾沼委員 この間の議論の中では、警察庁も自動運転に関しては前向きな議論でしたが、最後のほうで、やれ交通量がどうだとか、想定できない交通量があるとか、天候だとか、課題をずらっと掲げて話をしていましたね。しかし、ほとんどの課題が予測可能なことばかりですね。そういうことをわざわざあげつらって議論すること自体が、現場の実験者には相当なプレッシャーとなって降り掛かってきてしまいますね。法律を変えても現場

行政の運用での価値観や感覚が変わらないから大変だという印象を受けました。

○村上審議官　そういう意味でも、区域計画を決めるときにもう一勝負みたいなところがあって、そこまで詳細に決めなくてもいいではないかというのは、こちら側からもきっちり言っていないと。

○阿曾沼委員　元々課題が分かっているなら、ちゃんと対策方法を考えるべきですね。

○村上審議官　それでもなお目の前で事故が起きそうなときに警察署長が止めるのをやめろと言っている訳ではないのですけれども、そのために、あれもだめ、これもだめ、この車線もあらかじめどけておけ、ここは人を入れるなみたいなことにならないように区域計画を作り込む作業が別途要るのかなと。

○阿曾沼委員　一方で、また最近、テスラの事故があったり、課題は確かにあると思います。

○村上審議官　正面からあなたたちが認められないところもあるだろうからこそ、区域計画で総理に直接認定してもらっているのでしょうかというところをメリットに感じてもらえるような運用に持っていかないと。

○阿曾沼委員　本当にそうですよね。オレオレ詐欺があるから電話は全部禁止するのかと、そういう議論と似ていまね。

○原委員　ただ、阿曾沼先生が言われたみたいな話は結局他の法令も全部共通している課題で、要するに、最後は全部自分たちに現場で判断させてほしいということにしたがるのですね。それをいかに排除できるような仕組みにできるかどうか勝負だと思います。

よろしいですか。

ありがとうございました。